

令和6年度京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金

＜よくある質問集＞目次

分類	問 NO.	内容
【共通項目】	問 1	「介護テクノロジー等定着支援事業」の概要 「介護テクノロジー等定着支援事業補助金」の概要は何か。
【共通項目】	問 2	「介護ロボット等導入事業」の概要 「介護ロボット等導入事業」とは何か。
【共通項目】	問 3	「ICT機器等導入事業」の概要 「ICT機器等導入事業」とは何か。
【共通項目】	問 4	「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」の概要 「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」とは何か。
【共通項目】	問 5	申請にあたっての考え方 補助金の申請は法人単位か。
【共通項目】	問 6	申請にあたっての考え方 同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。
【共通項目】	問 7	補助対象経費について 年度途中から補助対象機器等のリースを行う場合、補助対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。
【共通項目】	問 8	補助対象経費について 消費税は補助対象経費か。
【共通項目】	問 9	補助対象経費について 介護ソフトや介護ロボット等の購入形態による補助はどのようになるか。
【共通項目】	問 10	補助対象経費について 補助金交付申請額の1,000円未満切り捨ての取扱いはどうか。

分類	問 NO.	内容
【共通項目】	問 1 1	補助対象経費について 見守り支援介護ロボットからの情報受信や介護ソフトの入力・閲覧等に使用するパソコンは補助対象か。
【共通項目】	問 1 2	補助対象要件について 補助要件である「科学的介護情報システムの情報収集に協力している又は介護テクノロジー導入後に協力予定である」とは、こういった内容を想定しているか。
【共通項目】	問 1 3	補助対象要件について 補助対象要件「セキュリティ対策自己宣言制度に基づき、その運営する介護サービスに関係する情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言していること」とは、こういった内容を想定しているか。
【共通項目】	問 1 4	申請条件について 過去に本事業を活用した事業所が補助の申請をすることは可能か。
【共通項目】	問 1 5	申請条件について 事前協議をしても採択されない場合があるのか。
【共通項目】	問 1 6	申請条件について 介護ロボット等導入支援事業、ICT 機器等導入支援事業及び介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業のうち、複数申請することは可能か。
【共通項目】	問 1 7	申請条件について 他の補助金と重複して申請することは可能か。
【共通項目】	問 1 8	参考様式について 参考様式はどのような場合に提出するのか。
【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業】	問 1 9	「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」の概要 介護ロボットや ICT 機器等の複数のテクノロジーを組み合わせで導入するとはこういった導入を想定しているか。
【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業】	問 2 0	申請にあたっての考え方 機器等の導入で、問 1 6 の A に該当するものでも、介護ロボット等導入支援事業、または介護ロボット導入支援事業及び ICT 機器等導入事業での申請をしてよいか。

分類	問 NO.	内容
【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業】	問 2 1	<p><u>申請にあたっての考え方</u></p> <p>見守り支援機器と介護ソフトを導入する場合で、補助対象経費が介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業の補助上限額 1, 0 0 0 万円を超える場合に、見守り支援機器に係る超過した補助対象経費について介護ロボット等導入支援事業で申請することは可能か。</p>
【介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援】	問 2 2	<p><u>業務改善支援の考え方について</u></p> <p>介護テクノロジーの導入とあわせて行う業務改善支援事業は必須なのか。</p>
【介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援】	問 2 3	<p><u>業務改善支援の考え方について</u></p> <p>業務改善支援は介護テクノロジーの導入前に受けないといけないか。</p>
【介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援】	問 2 4	<p><u>補助対象経費について</u></p> <p>業務改善のためのコンサルティングの費用は補助対象となるか。</p>
【介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援】	問 2 5	<p><u>研修について</u></p> <p>無料の研修やセミナーの受講のみでも、本事業を実施したといえるか。</p>
【介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援】	問 2 6	<p><u>研修について</u></p> <p>事業所が主催する研修は対象となるか。</p>
【介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援】	問 2 7	<p><u>研修について</u></p> <p>研修の受講はどのように確認するのか。 また、オンデマンド配信で視聴した場合、どのようにその実績を確認するか。</p>

令和6年度京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金

< よくある質問集 >

【共通項目】

問1

Q： 「介護テクノロジー等定着支援事業補助金」の概要は何か。

A： 介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーは、介護における身体的負担の軽減や業務の効率化に有効であるため、介護事業者が継続して就労するための環境整備に活用いただけるよう、介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入に係る費用に対して補助金を交付するものです。

本補助金には「介護ロボット等導入事業」、「ICT機器等導入事業」、「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」及び「介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援事業」の4つの事業メニューがあります。

問2

Q： 「介護ロボット等導入事業」とは何か。

A：

・ 以下の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する事業です。

- ① 日常生活における、移乗介護、移動支援、排泄支援、入浴支援または介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるもの
- ② 次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。
ア ロボット技術（*1）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮するもの
*1：センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うこと
イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25～29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業」（令和3年度～）において採択されたもの（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

③ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるもの

・ 上記介護ロボットの他、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器（*2）を導入する事業です。

*2：① 移乗や移動を支援する機器（床走行式リフト等）

② 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等）

③ 見守りや介護業務を支援する機器・システム（非装着型のバイタル情報等を基に職員へ通知を行う機器・システム等）

④ 入浴を支援する機器（特殊浴槽等）

注：販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものに限る。

問3

Q： 「ICT機器等導入事業」とは何か。

A：

・ 以下の要件を満たすICT機器等を導入する事業です。

(1) 以下の要件を満たしているソフトウェアまたはサービス

・ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品（有償・無償を問わない。）

・ 研究開発品でなく、企業が保証する商用の製品

・ 介護ソフトの場合は以下の要件を満たすもの

「居宅介護支援事業所と訪問看護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下、「ケアプラン標準仕様」という。）の対象となる介護サービス事業所については以下の①、②及び③を、それ以外の介護サービス事業所は以下の①及び②を満たすものであること。また、以下の①及び②を満たした上で以下の③の機能を有するソフトウェアについても対象とする。

① 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事務所内外の情報連携含む。）及び請求業務を一気通貫で行うことが可能である（転記等の業務が発生しない）もの

② 科学的介護情報システム（以下、「LIFE」という。）の標準仕様に対応しているもの

③ ケアプラン標準仕様の連携対象となる事業所の場合は、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて以下の（ア）及び（イ）両方のCSV標準ファイルの出力・取り込み機能を実装しているもの

（ア）居宅サービス計画書

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	○	-	-	○
B-1 居宅サービス計画1表	○	-	-	○
B-2 居宅サービス計画1表_削除（任意）				
C 居宅サービス計画2表	○	-	-	○

・ 取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に自動反映されることを想定

(イ) サービス利用票（提供票）

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
D 利用者補足情報	○	-	-	○
E 第6表（サービス利用票）予定	○	-	-	○
F 第6表（サービス利用票）予定削除				
G 第6表実績情報	-	○	○	-
H 第6表実績情報削除				
I 第7表（サービス利用表別表）	○	-	-	○

- ・取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用票（提供票）の実績情報が自動反映されることを想定

④ 以下のいずれかを対象とする。

- (ア) 「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア
- (イ) 「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア
- (ウ) 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア（*）

*：厚生労働省において現在策定中であり、決まり次第別途厚生労働省から示される予定

(2) タブレット端末等

主に介護ソフトを使用する端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど ICT 技術を活用したものであること（持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外）。

なお、タブレット情報端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールの上、業務のみに使用すること。

(3) 通信環境機器等

介護ソフトやタブレット端末等を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーター等、Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器

(4) その他

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与及びホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェア、契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AI を活用したケアプラン原案の作成支援ソフト等を導入するもの。

なお、当該年度の補助を含め、一気通貫（本事業の活用の有無を問わず転記等の業務が発生しないこと）の環境ができている場合に限る。

・介護従事者に対して ICT 機器等の導入に係る研修を行う事業（*）です。

*：導入にあたり、ベンダーから職員に対する研修や、導入にあたって事業所で職員向けに開催される研修など

・介護サービス事業者からの ICT 機器等の導入に関する照会に応じる事業（*）です。

*：ICT に係る他事業者からの照会に応じるもの

問4

Q : 「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」とは何か。

A :

・ **介護ロボットや ICT 機器等の複数のテクノロジーを組み合わせ導入する事業 (* 1)**

* 1 : 介護サービス利用者のバイタルをタブレット端末やウェアラブル機器に情報共有できる測定器を見守り支援介護ロボットと連携できる介護ソフトと併せて導入する (既に介護ソフトを導入している場合も可) 等

・ **介護ロボット通信機器等 (* 2) を導入する事業**

* 2 : ・ 見守り支援機器を効果的に活用するための介護ロボット導入に必要な Wi - Fi 環境を整備するもの (配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の配線工事含む。)、モデム、ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー及びネットワーク構築など)

・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の Wi - Fi 非対応型のインカムを含む。)

・ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

問5

Q : 補助金の申請は法人単位か。

A : 補助金の申請は、法人単位で行っています。 事前協議についても法人単位で行ってください。

また、複数の介護サービス事業所で申請する場合は、事業所ごとに導入計画及び所要額調書を別葉としてください。

ただし、同一施設内で複数の事業所があり、その中に空床利用型の短期入所生活介護または短期入所療養介護 (以下、「ショートステイ」という。) の場合は、ショートステイ分を別葉とする必要はありません。

問6

Q : 同一敷地内に特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した 1 事業所として計 2 事業所として計算すべきか。それとも併設されているので 1 事業所とすべきか。

A : 指定ごとに1事業所とし、併設されている場合は2事業所とカウントします。

問7

Q : 年度途中から補助対象機器等のリースを行う場合、補助対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。

A : リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されますが、補助金申請年度の3月末までの経費を対象としています。

なお、クラウドサービス、保守・サポート及びセキュリティ対策に要する経費も同様です。

問8

Q : 消費税は補助対象経費か。

A : 対象外です。

問9

Q : 介護ソフトや介護ロボット等の購入形態による補助はどのようになるか。

A : 介護ソフトや介護ロボット等の補助額の考え方は以下のとおりです。

- ① 使用権の期限がないもの・・・全額が対象
- ② 支払いが月額払いのもの・・・当該年度分が対象
- ③ 支払いが年額払いのもの・・・1年分が対象
- ④ 複数年の使用権契約のもの・・・契約年数を按分し1年分が対象

問 1 0

Q : 補助金交付申請額の 1,000 円未満切り切捨ての取扱いはどうか。

A : 補助対象経費に補助率を乗じて得た額について、1,000 円未満の端数が生じた場合は、端数を切捨てるものとします。

(例：所要額調書)

1、介護ロボット等導入事業

→(C)欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨てる。

2、ICT機器等導入事業

→(K)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨てる。

3、介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

→(Q)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨てる。

4、介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援事業

→(W)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨てる。

事前協議書における事前協議額は、所要額調書の(G)欄、(M)欄、(S)欄及び(Y)欄及びの合計金額を記載してください。

問 1 1

Q : 見守り支援介護ロボットからの情報受信や介護ソフトの入力・閲覧等に使用するパソコンは補助対象か。

A : 事業所に設置するパソコンやプリンターは補助対象外です。

問 1 2

Q : 補助要件である「科学的介護情報システムの情報収集に協力している又は介護テクノロジー導入後に協力予定である」とは、どういった内容を想定しているか。

A : 介護ソフトを用いて当該システムへ利用者の情報やサービス提供に関する内容を提出することや当該システムからフィードバックを受けた情報からサービスの実施状況・結果の把握、利用者像や利用者の課題の把握を行うこと等を想定しています。

問 1 3

Q : 補助対象要件「セキュリティ対策自己宣言制度に基づき、その運営する介護サービスに関係する情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言していること」とは、どのような内容を想定しているか。

A : 独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★二つ星」のいずれかを宣言していることが補助対象要件となります。

なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として宣言を申し込んでください。

(補足) SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

「SECURITY ACTION」の概要説明

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>

「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>

問 1 4

Q : 過去に本事業を活用した事業所が補助の申請をすることは可能か。

A : 介護ロボット等導入支援事業については過去に本事業を活用した事業所からの申請を妨げるものではありません。

I C T機器等導入事業については、補助額が補助限度額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とします。2回目の補助を行う場合には、補助限度額から1回目の補助額を除いた金額を上限とします。なお、1回目に補助した機器等のリース代や保守・サポートに係る経費など、恒常的な費用については2回目以降の補助は認めません。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業については、過去と異なる業務改善計画であれば申請可能です。

問 1 5

Q : 事前協議をしても採択されない場合があるのか。

A : 予算の範囲内で執行するため、採択されない場合があることに御留意願います。

予算を超えた場合は、より多くの事業所での導入を促進する観点から、過去に当該補助金や京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の交付を受けて介護ロボット、介護ロボット通信機器等及びI C T機器等を導入した実績のない法人・事業所を優先して採択します。

また、交付額の調整(減額)を行う場合があります。

問 1 6

Q : 介護ロボット等導入支援事業、ICT機器等導入支援事業及び介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業のうち、複数申請することは可能か。

A : 複数申請することは可能ですが、予算の範囲内で執行するため、申請した事業すべてが採択されない場合があることに御留意願います。予算を超えた場合の取扱いについては問 1 5 の回答のとおりです。

問 1 7

Q : 他の補助金と重複して申請することは可能か。

A : 他の補助金の補助要件や補助対象経費が同一のものである場合は、本事業の補助対象とはならないので御注意ください。

問 1 8

Q : 参考様式はどのような場合に提出するのか。

A : 介護ソフトの導入を行う事業所であって、「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様」のデータ連携の対象となる介護サービス事業所が介護ソフトのベンダー等に作成を依頼し、計画書等とあわせて御提出ください。

なお、参考様式の内容を確認できるものであれば様式は問いません。

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業】

問 1 9

Q : 介護ロボットや ICT 機器等の複数のテクノロジーを組み合わせるとはどういった導入を想定しているか。

A : 以下のような機器等の導入を想定しています。
「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業に係る注意事項」にも例示を記載しているのであわせてご確認ください。

(1) 介護ロボットと ICT 機器等を組み合わせると導入すること。

(2) 介護ロボットの以下の種類のうち、2種類以上の介護ロボットを組み合わせると導入すること。

①移乗介護（装着）、②移乗介護（非装着）、③移動介護（屋内）、④移動介護（屋内）、⑤移動介護（装着）、⑥排せつ支援（排せつ物処理）、⑦排せつ支援（動作支援）、⑧排せつ支援（排せつ予測・検知）、⑨見守り・コミュニケーション（施設）⑩見守り・コミュニケーション（在宅）⑪見守り・コミュニケーション（生活支援）⑫入浴支援、⑬介護業務支援

問 2 0

Q : 機器等の導入で、問 1 9 の A に該当するものでも、介護ロボット等導入支援事業、または介護ロボット導入支援事業及び ICT 機器等導入事業での申請をしてよいか。

A : 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業に該当する場合は、本事業で申請してください。

問 2 1

Q : 見守り支援機器と介護ソフトを導入する場合で、補助対象経費が介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業の補助上限額 1, 0 0 0 万円を超える場合に、見守り支援機器に係る超過した補助対象経費について介護ロボット等導入支援事業で申請することは可能か。

A : 可能です。

【介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援】

問 2 2

Q : 介護テクノロジーの導入とあわせて行う業務改善支援事業は必須なのか。

A : 本補助金を活用して介護テクノロジーを導入する場合、介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援の実施が必須となります。「介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援」とは、具体的にはコンサルティング等第三者による生産性向上に係る支援を受けること又は、生産性向上の取組に関する研修（※）若しくは相談支援を受けること（研修は事業所内で実施も可）が対象となります。「別紙 1 介護テクノロジー等導入計画」に（5）（6）に研修への参加状況や業務改善支援の状況等を記載してください。

なお、無料の研修や相談支援機関を活用したため、対象経費が生じない場合でも業務改善支援を実施したとみなします。

※研修事例

- ・きょうと福祉人材育成認証制度 生産性向上に係る業務改善セミナー（3日間のうちいずれか）
- ・厚生労働省事業「介護ロボット地域フォーラム in 京都」の「介護ロボット・ICTに関するセミナー」
- ・厚生労働省主催の生産性向上の取組の普及・拡大に向けた介護事業所向けセミナー（ビギナーセミナー）、生産性向上の取組の定着セミナー（フォローアップセミナー）（オンデマンド配信あり）
- ・日本介護福祉士会主催のデジタル・テクノロジー基本研修
- ・その他職能団体等が主催する介護現場における生産性向上に関する研修（セミナー）

問 2 3

Q : 業務改善支援は介護テクノロジーの導入前に受けないといけないか。

A : 業務改善支援についても、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で実施、完了するものを対象とします。

問 2 4

Q : 業務改善のためのコンサルティングの費用は補助対象となるか。

A : 補助対象となります。
コンサルティングを受ける場合は令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間内で完了させてください。

問 2 5

Q : 無料の研修やセミナーの受講でも、本事業を実施したといえるか。

A : 本事業を実施したもののみなします。研修やセミナーについては、有償、無償を問いません。

問 2 6

Q : 事業所が主催する研修は対象となるか。

A : 事業所が講師や会場を手配し、職員向けに介護現場の生産性向上に係る業務改善の研修またはセミナーを主催した場合も、本事業を実施したものとみなします。
その場合の講師への謝金、旅費及び会場借上料、資料費及び消耗品費は補助対象となります。

問 2 7

Q : 研修の受講はどのように確認するのか。また、オンデマンド配信で視聴した場合、どのようにその実績を確認するか。

A : 研修受講者の氏名、受講日、受講内容がわかるもの(※1)を実績報告書とあわせて提出してください。

京都府主催の研修を受講した場合は、受講名簿により確認します。

オンデマンド配信の場合は、視聴した者の役職及び氏名、視聴日、視聴内容がわかるもの(※2)を実績報告書とあわせて提出してください。

※1 研修を受講したことがわかるもの

受講証明書、受講報告書(様式任意)、または業務日報に研修受講を記載している場合はその写しなど。

※2 オンデマンド配信の場合

受講報告書(様式任意)または業務日報に視聴したことを記載している場合はその写しなど。